

○ 檀原市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檀原市建設工事請負契約書第10条第3項の規定による建設工事（以下「市発注工事」という。）における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、当該契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 市発注工事において、次の各号に掲げるいずれかの期間中に、現場代理人の当該工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、現場代理人と監督員との間で常に連絡をとれる体制が確保されている場合、檀原市建設工事請負契約書第10条第2項の規定にかかわらず、現場代理人を工事現場に常駐することを要しないものとしてすることができる。この場合において、常駐を要しない期間は、発注者と受注者の間で設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていなければならない。

- (1) 市発注工事の契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 市発注工事の全部の施工を一時中止している期間。ただし、他の工事等（他の市発注工事等又は檀原市以外の事業者が発注する工事等をいう。以下同じ。）の影響によって中止する期間に限る。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 市発注工事の完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間
- (5) 前号に掲げる期間のほか、当初契約金額が4,000万円未満の市発注工事で、当該工事の施工上の都合により当該工事現場において作業等が行われていない期間

2 前項各号に掲げる期間において常駐義務を緩和された現場代理人は、当該期間中、他の工事等の現場代理人のほか、主任技術者等（建設業法（昭和24年法律100号）第26条に規定する主任技術者若しくは監理技術者又は同法第26条の2に規定する専門技術者をいう。）、作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に規定する作業主任者をいう。）その他これらに類する者を兼務することはできないものとする。

(兼任を認める対象工事)

第3条 市発注工事において、現場代理人と監督員の間で常に連絡をとれる体制が確保されており、当該現場代理人が他の工事等に従事しておらず、次の各号の全ての要件に該当するときは、他の市発注工事の現場代理人の職務を兼ねることができるものとする。

- (1) 現場代理人の兼任をしようとする他の市発注工事が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に掲げる場合を除く随意契約により締結されたものであること。
 - (2) 既に契約を締結した市発注工事（以下「既発注工事」という。）と新たに随意契約により締結する他の市発注工事（以下「追加工事」という。）の契約工期が重複すること。
 - (3) 既発注工事と追加工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、同一の工事とみなすことができるものであること。
 - (4) 既発注工事と追加工事を同一の現場代理人が運営、取締りを行うことが合理的であると認められるものであること。
- 2 受注者は、現場代理人の兼任が認められた市発注工事において、現場条件の変更等の事情により、請負契約が変更された場合であっても、前項の規定にかかわらず、当該兼任を継続することができる。ただし、市長が現場代理人を兼任させることが適当でない判断した場合はこの限りでない。
- 3 前2項の規定は、主任技術者又は監理技術者の専任配置の要件を緩和するものではない。

(事務手続)

第4条 受注者は、第2条第1項に掲げる期間が発注者と受注者の間で打合せ記録等の書面により明確となっており、当該期間中に他の工事等に従事する場合、他工事等従事承諾願（様式第1号）により承諾を得なければならない。ただし、設計図書により明確な場合は、省略することができる。

2 受注者は、第3条の規定により既発注工事の現場代理人に追加工事の現場代理人の職務を兼ねさせようとする場合、現場代理人兼任届（様式第2号）を当該兼任に係る市発注工事を所管する部署

に提出しなければならない。

- 3 受注者は、現場代理人が兼ねる職務を解除したときは、現場代理人兼任解除届（様式第3号）を、当該兼務に係る市発注工事を所管する部署に提出しなければならない。ただし、現場代理人が兼ねる職務の解除が竣工又は契約解除による場合には、現場代理人兼任解除届の提出は不要とする。
（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年6月21日告示第148号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（令和5年9月13日告示第272号）

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。